

障害者控除対象者認定について

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の寝たきりや認知症等など、介護保険の要介護認定を受けている方で、申請により障害者に準ずると審査・認定した方には、所得税や住民税の障害者控除を申告する時に必要な「**障害者控除対象者認定書**」を交付します。

◎障害者控除の適用を受けられるのは

課税されている対象者本人、または対象者を扶養している方で課税されている方です。

(本人または扶養者が非課税の方はこの手続きの必要はありません。)

◎認定書の交付を受けることができる方(対象者)は

太地町に住所をおく(太地町の要介護認定をうけている)65歳以上の方で、下記のいずれかに該当する方です。また、要介護度の低い方は、該当しない場合もあります。

(注)障害者手帳や療育手帳等をお持ちの方は、従来どおり申告時に手帳を提示してください。認定書の申請は必要ありません。

◎平成30年分所得税の確定申告をすでにお済になられた方は

上記の要件に該当し、すでにお済になられた方は、修正申告または平成31年分所得税の申告時に、平成30年分の対応ができますので太地町住民福祉課までお問い合わせください。

	認 定	認 定 基 準	判 定 基 準
障害者(普通)	知的障害者(軽度・中度)に準ずる者	知的障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度であること	認知症老人の日常生活自立度判定基準(ランクⅠからⅡb)
	身体障害者(3級から6級)に準ずる者	身体障害者の障害の程度の等級表(3～6級)と同程度の障害の程度であること。	障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(ランクA～B1)
特別障害者	知的障害者(重度)に準じる者	知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害の程度であること	認知症老人の日常生活自立度判定基準(Ⅲ以上)
	身体障害者(1級から2級)に準じる者	身体障害者の障害の程度の等級表(1～2級)と同程度の障害の程度であること。	障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(ランクB2以上)

(平成30年12月31日基準日)

◎手続きについて

申請方法…住民福祉課窓口に着せ付けの「**障害者控除対象者認定申請書**」に必要事項を記入し提出してください。

申請時に必要なもの…①申請者及び控除対象者の印鑑、②介護保険被保険者証、③本人確認書類(免許証等)

※認定結果は後日、郵送で通知します。

【お問い合わせ】太地町住民福祉課介護保険係 TEL59-2335(内線45、41)